

農用地区域に含まれる農地の除外手続き（農振除外申請）ができる場合とは

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、農業以外の目的に資することにより、他の農地が農業上の利用に支障が生じたり、農業施策の実施の支障とならないよう農振法によって、除外できる場合が限定されております。

農用地区域の変更（除外）を行う場合には、「農業振興地域の整備に関する法律第13条」に規定されている次の6つの要件を全て満たす場合に限り、除外が認められることとなっております。なお、農振除外が必要な場合においても、周辺土地利用との整合性を重視し、慎重に行うべきとされています。**（除外申出により、必ず除外が認められる訳ではありません。）**

除外が見込まれる6要件について

1. その土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
2. 地域計画（※1）の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
3. 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
4. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
5. 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
6. 土地改良事業完了後8年以上経過しているものであること。

※1 農業者や関係機関等の話し合いにより、策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、概ね10年後を見据え、誰がどのように農地を使って地域農業を進めていくのかを地域ごとに話し合いまとめる計画です。南城市は主に土地改良区を地域計画区域として定めています。

除外の要件を満たさないと判断される申出の例

- 例 1) 原則として農地転用許可の見込みのない第 1 種農地の申出
- 例 2) 農用地区域に囲まれている農地
- 例 3) 農地法 3 条で取得後、農地としての利用期間が短い農地
- 例 4) 農振農用地以外の利用可能な土地を有している場合
- 例 5) 過去に否認決定のあった申出地で否認事由の改善（変化）が認められない状況で再度申出される場合
- 例 6) 過去の除外決定があったにも関わらず、当該目的に供せず、新たに異なる申出地を申し出た場合
- 例 7) 農地法・農振法違反の農地（申請地以外に違反がある場合も含む）

農用地区域の変更（除外）における市の方針

- 1、土地改良事業整備地区内の農用地区域は、農用地としての利用存続を図ることを基本とする。
- 2、集団性に欠ける飛び地形状の小規模な農用地区域は、周辺地の土地利用の動向を踏まえ、関係機関の事業計画等を確認の上、変更を検討する。
- 3、私有財産権の尊重と、公共の福祉の優先との整合性を図りながら変更作業を進める。